

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

（会 長） あいさつ
本調査請求事案の概要説明

審議

（委 員） 市長や同行した職員に、記者会見の状況や同行した理由などを確認したい。

（委 員） 同行した職員については、倫理委員会において結論が出ているので、審査会で取り上げる必要はない。

（委 員） 同行した職員が適切な行動をとったかどうかについては、倫理委員会で判断されている。私たちの審査会で問われているのは、職員を同行させた市長の行為についてで、倫理委員会と政治倫理審査会の守備範囲は異なっている。

（委 員） 調査請求の対象を明確にする必要がある。市長の出馬表明が「憲法」第15条に違反することについては、「憲法」第15条のどの規定を指しているのか。また「地方公務員法」第36条については、市長には適用されないので、その論拠についてもよく分からない。「憲法」第17条違反についてもよくわからない。

（委 員） 請求者は、出馬表明は政治活動であるから、「憲法」第15条及び「地方公務員法」第36条に違反する。また、そのことに職員を同行させ、公用車を使用したから問題なのだという主張なのだと思う。

（委 員） 市長には勤務時間の規定はなく、24時間市長ということになる。出馬表明の行為をどうとらえるのかという問題はあるが、市長は出馬表明をいつでもできる位置にある。

（委 員） 調査請求者、市長、同行職員それぞれに事実確認をする必要がある。

（会 長） 時間があまりないので、それぞれに質問状を出して、回答を得ることとします。

調査請求者と市長、同行した職員に対して、調査請求内容及び調査請求関連内容等について質問事項を提示し、その回答をもって、次回審査会において検討することになる。